

「まんのう町週休2日工事」 Q&A

Q1 要領第2条の対象工事に、通年維持工事や災害復旧工事も含まれますか。

A1 含まれます。原則、土木工事積算基準、公共建築工事積算基準等により積算した全ての工事が完全週休2日（土日）工事の対象となります。

Q2 工事着手日とはどのような場合ですか。

A2 工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（施工に先だって行う、調査・測量、現場事務所の設置等工事施工上必要な準備に要する業務等をいう。）に着手する日をいいます。

Q3 要領第5条第1項第1号ただし書の「災害時の緊急対応及び品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業」とはどのような作業ですか。

A3 次のような作業が考えられます。休工予定日にこれらの作業を行った場合は、休工日とカウントします。

(1) 災害時の緊急対応

- ・災害の発生が予想される場合の予防作業及び災害発生時の対応作業

(2) 品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業

- ・コンクリート養生等の施工品質を確保するうえで必要な作業
- ・立入禁止柵の設置、風飛散対策等の第三者災害の防止作業や安全パトロール等

(3) その他緊急等で発注者がやむを得ないと認める場合

- ・受注者側の要因以外の要因等により当初からは想定し難い緊急的な休日作業が追加的に発生した場合の対応

Q4 要領第5条第1項第2号の「やむを得ず休工日にできない場合」とはどのような作業ですか。

A4 次のような作業が考えられます。

- ・近隣工事の工程調整の結果、休工にできない場合
- ・道路使用許可条件や地元要望により休工にできない場合
- ・降雨、降雪、出水期等により、作業予定日に作業が行えず、工程管理に著しく影響を与える場合
- ・関係機関との工程調整の結果、新たに制約が生じ、休工にできない場合

- ・その他、受注者の責によらず工事監督員が必要と認めた場合

Q 5 祝日はどのように取り扱えばよいでしょうか。

A 5 祝日は平日と同様に扱います。

Q 6 要領第5条第1項第3号の降雨、降雪等による予定外の休工日は、休工日の実績と考
えてよいでしょうか。

A 6 降雨や降雪等により作業予定日を休工する場合は、休工日の振替を行うことで実績と
して扱うことができます。この場合、口頭等で工事監督員と協議の上、振替日を決定し
てください。

Q 7 要領第7条の「休工日が確認できるように施工計画書に記載」とは、具体的にどのよ
うなものになりますか。

A 7 週休2日を確実に実施することが確認できる工程表「別紙 工程表（週休2日確認
用）」を提出してください。

なお、工期延長を行った場合は、延長後の工期で再度、作成してください。

Q 8 要領第8条の工事中標示板は、どのような記載になりますか。

A 8 工事中標示板の記載例は次のようなものです。



Q 9 要領第11条の休工日の確保状況を確認できる資料とはどのようなものですか。

A 9 休工日の確保の状況を確認できる資料として、工事日報及び「別紙 週休2日確認シ
ート」を提出してください。

Q10 要領第3条では、年末年始休暇6日及び夏季休暇3日間は対象期間から除くとのことですが、次のような場合はどのように取り扱うのですか。

例) 夏季休暇3日間の内に土日の休工予定日が重なる場合

8月																														
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
					○	○						○	○						○	○						○	○			
					●	●						●	●						●	●					●	●				
														×																

⇒ 別途2日（土日の重なる部分）、休校日を設ける必要があるのか。

A10 休工予定日（該当工事における休工予定が土日であれば「土日」）を休工日としてカウントすることができるものとします。したがって、対象期間外を設ける事によって完全週休2日（土日）工事が達成できない場合に、別途休工日を設ける必要はありません。

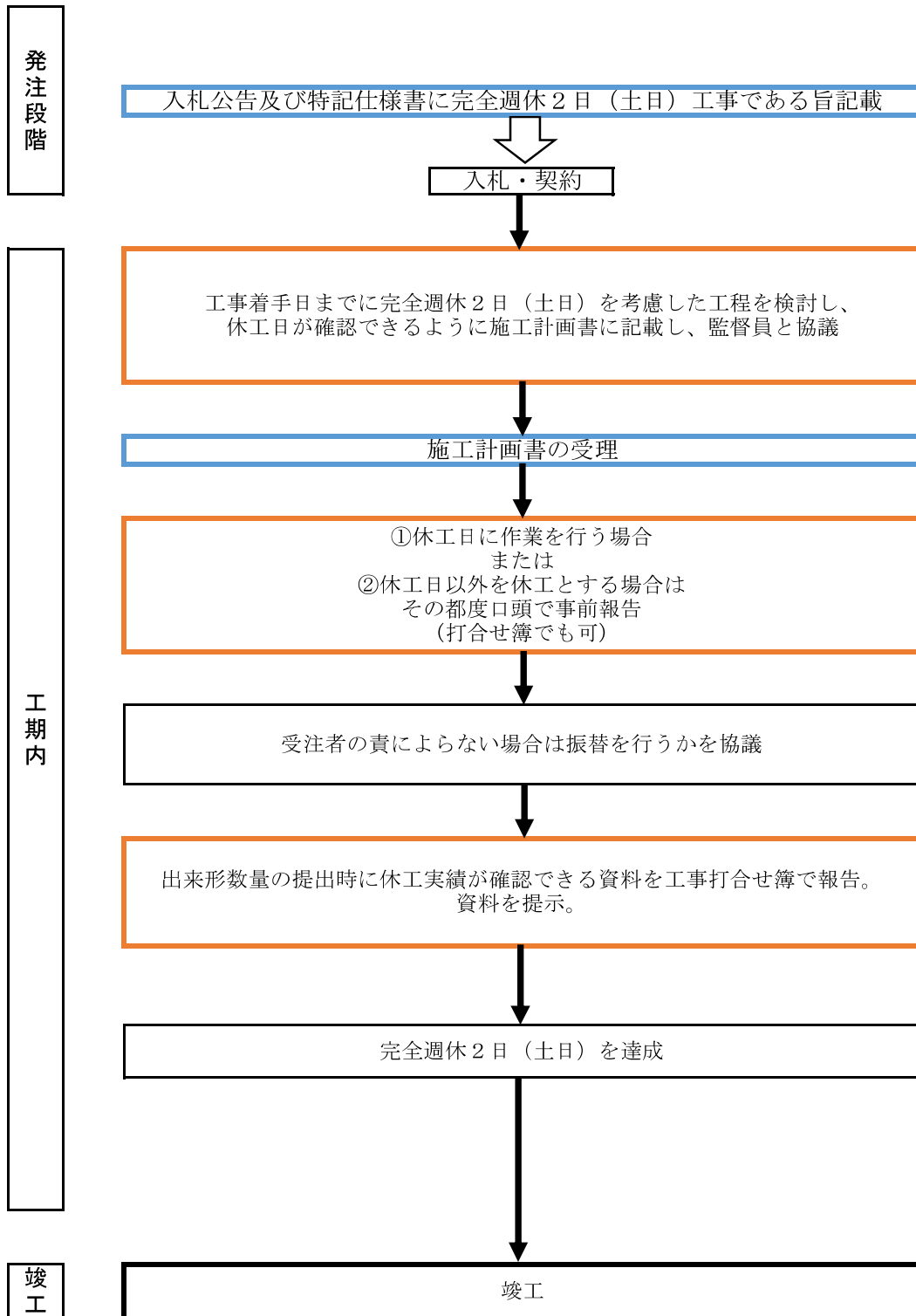
Q11 半日を休工する場合は、0.5日の閉所としてカウントしてもよいですか。

A11 現行制度では原則1日単位で実施の可否を確認するものであるため、0.5日の閉所としてカウントできません。

Q12 夜間作業における現場閉所の取扱いはどのようになりますか。

仮に、金曜日 22:00 から土曜日 06:00 まで施工し、翌日の日曜日に 22:00 から月曜日 06:00 まで施工した場合、1日閉所日として扱われますか。

A12 金曜 22時から土曜6時の施工は、一般的に金曜（夜間）出勤であり、土曜出勤とは考えません。日曜 22時から月曜6時についても同様に日曜（夜間）出勤となります。その間に挟まれた土曜については 24 時間以上休工を確保しており、現場閉所としての取扱いが可能と考えます。



※ □ は発注者の手続き、□ は受注者の手続きを表す

工 事 日 報

工事名 ○○改修工事		自 令和 ○○年 ○○月 ○○日				請負者名 ○○○				現場代理人 氏名 ○○○○				
		工期												
		至 令和 ○○年 ○○月 ○○日												
月 日	○月○日(日)		○月○日(月)		○月○日(火)		○月○日(水)		○月○日(木)		○月○日(金)		○月○日(土)	
	天候	気温	天候	気温	天候	気温	天候	気温	天候	気温	天候	気温	天候	気温
	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○
作業内容	擁壁工								コンクリート打設		養生		養生(振替なし)	
	構造物撤去工	舗装工取壊(警察協議による ○日振替)												
					○日の振替休工日									
監督員記事														